

福祉

交通事故被害者の家庭をサポート

独立行政法人自動車事故対策機構では、育成資金の貸し付けや、介護料の支給を行っています。

▼育成資金の貸し付け

自動車事故が原因で保護者が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなった家庭(生活困窮家庭)の児童を対象

に、中学校卒業まで、無利子で育成資金をお貸ししています。
■金額 一時金15,000円、入学支度金44,000円、月額20,000円

▼介護料の支給

自動車事故が原因で、重度の後遺障害が残り、介護が必要な方に支給しています。

■金額 月額約30,000円～130,000円
※重度後遺障害の程度による

■問い合わせ

独立行政法人自動車事故対策機構(高知県トラック会館内)
☎088-831-1817

相談

無料法律相談会

高知弁護士会所属の弁護士10人による無料法律相談会を開催します。

■相談内容

遺言・相続・贈与・成年後見人・家庭の問題

■日時

3月10日(日)

▼受付

12時30分～15時

▼相談

13時～16時

■場所

のいちふれあいセンター

■問い合わせ

高知弁護士会事務局
☎088-872-0324



若者のための就職支援「ジョブカフェこうち」

■主なサポートメニュー

- ・就職相談(原則予約制)：キャリアコンサルタントが就職活動全般について、個別に相談に応じます。履歴書、面接などのアドバイスも行います。
- ・しごと体験講習：短期間の就労体験で就職を応援
- ・就活セミナー、職業適性検査など

■開所時間

10時～19時(年末年始を除く)

高齢者

みかんの里 居住施設のお知らせ

■高齢者生活福祉センターとは
高齢等のため居宅において生活することに不安のある人に対し、必要に応じ住居を提供し、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する施設です。

■所在地

香我美町下分二六四五一

■利用対象者

市内に居住するおおむね65歳以上の独り暮らしの人および夫婦のみの世帯であって、日常生活において虚弱等により、支援員の見守りが必要な人で、自炊等により自活生活の可能な人。

※入居要件等審査のうえ決定

■空き部屋

個室2室、夫婦部屋2室

■申込み・問い合わせ

市役所高齢者介護課



年金

あなたの気になる年金記録 もう一度確認を

年金記録問題解決に向けて、これまで「ねんきん定期便」などをお送りし、「ご確認をお願いしてきました。しかし、いまだ、約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。

「ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのでは?心配のある方は、キャンペーンのパンフレットのチェックリストなどで「確認いただき、お近くの年金事務所等に「ご相談ください。パンフレットはお近くの年金事務所等または市役所市民保険課で配布しています。

◆約9人に1人、年金記録が見つかっています

▼若いころに勤めていた記録が見つかった

(例) 年額98万→234万円

▼結婚前の旧姓の記録が見つかった

(例) 年額43万→154万円

▼名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった

(例) 年額0万→137万円

税金

e-Taxをご利用の方へ

電子証明書の取得が必要で、電子証明書とは、住民が安心してインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出等の行政サービスを受けるために利用するものです。

■電子証明書の受付窓口

市役所本庁1階市民保険課

■電子証明書の取得に必要なもの

- ・住民基本台帳カード(以下住基カード)
- ※お持ちでない方は印鑑・免許証等本人確認書類があればその場で申請できますが、発行までに約10日かかります

▼初めてご利用の方へ

e-Taxを利用するには、電子証明書の取得が必要で、電子証明書とは、住民が安心してインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出等の行政サービスを受けるために利用するものです。

■電子証明書の取得に必要なもの

- ・住民基本台帳カード(以下住基カード)
- ※お持ちでない方は印鑑・免許証等本人確認書類があればその場で申請できますが、発行までに約10日かかります

■電子証明書の取得に必要なもの

- ・住民基本台帳カード(以下住基カード)
- ※お持ちでない方は印鑑・免許証等本人確認書類があればその場で申請できますが、発行までに約10日かかります

■問い合わせ

http://www.e-tax.nta.go.jp
市役所市民保険課

農業

農業用水の水止め

物部川の町田堰より取水している農業用水の水止めについてお知らせします。

■期間

3月1日(金)8時～3月5日(火)17時

■問い合わせ

物部川土地改良区連合
☎55-2216

国保

第三者から傷病を受けた場合の治療費について

交通事故など、他人の行為によってけがをした場合(第三者行為)でも国保で治療を受けることができる場合があります。

■国保では、被保険者の治療を受ける権利を保障するということから、市が一時的に医療機関などに治療費を立替

ておき、後から加害者である第三者にその治療費を請求します。そのような事があった場合

は、第三者行為によるものであることを医療機関などの窓口へ申し出るとともに、市民保険課国保係へ「第三者行為による傷病届」を提出してください。

「第三者行為による傷病届」の提出に必要なもの

- ① 第三者行為による傷病届(用紙は市民保険課で配布)
- ② 被保険者証
- ③ 印鑑
- ④ 事故証明書(人身)

ただし、業務中のけがや飲酒運転・無免許など違法行為によるケガ等は対象外となります。詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ

市役所市民保険課

2月7日は「北方領土の日」です。

毎年2月は「北方領土返還運動全国強調月間」です。択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島は、歴史上、一度も外国の領土になったことのない日本固有の領土です。

「知る事」が 四島返還の 第一歩

(平成24年度北方領土返還要求運動に関する標語・キャッチコピー 最優秀作品)